

海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内農業者が野菜等の計画的な生産及び出荷を行うことにより、野菜等の安定的な供給と価格の安定を図るため、社団法人神奈川県野菜価格安定資金協会及び社団法人神奈川県養鶏経営安定協会が実施する事業に参画するさがみ農業協同組合（以下「JAさがみ」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金の交付等に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるものほか必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象品目は、別表に定めるものとする。

(補助率)

第3条 補助率は、前条の補助対象品目毎に10分の3以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 JAさがみは、事業計画及び予算書を添付して、海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、その諾否を決定してJAさがみに海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の交付決定を受けたJAさがみは、海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の請求が妥当と認めたときは、30日以内にJAさがみに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、JAさがみに対して報告を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

(実績報告)

第8条 JAさがみは、補助事業が完了したときは、海老名市指定品目価格安定対策事業補助金実績報告書（第4号様式）に事業報告及び決算書を添付して、20日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査を行って交付すべき補助金の額を確定し、又は採るべき措置を決定し、JAさがみに海老名市指定品目価格安定対策事業補助金確定通知書（第5号様式）を送付するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、JAさがみが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 法令又はこの要綱に違反したとき。

（2） 第7条の規定に従わなかったとき

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、改正前の海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付要綱の規定によりなされた承認、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた承認、手續その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

| 補 助 対 象 品 目 | |
|-------------|---------|
| 春 | ト マ ト |
| 春 | レ タ ス |
| 秋 冬 | キ ャ ベ ツ |
| 秋 冬 | レ タ ス |
| 鶏 | 卵 |

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

海老名市長

殿

住　所

氏名又は

名　称

海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付申請書

海老名市指定品目価格安定対策事業について、補助金の交付を受けたい
ので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

1. 事業の目的及び内容

2. 交付申請額

円

3. 事業の着手及び完了予定日

着

手

年

月

日

完

了予定日

年

月

日

4. 嘉励金交付申請額の算出方法

5. 添付書類の経費の配分及び経費の使用方法

第2号様式（第5条関係）

年度海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付決定通知書

海老名市指令第

号

年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった 年度海老名市指定品目価格
対策事業補助金の交付については、海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付要綱（平成10年4月1日施行。以下「要綱」という。）第5条の規定により、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 補助金額 円

2. 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、海老名市指定品目価格安定対策事業とする。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならぬ。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金を他の用途に使用し、又はその他補助事業に関して補助金の交付の決定内容、補助条件その他法令、若しくはこれらに基づく市長の指示、又は命令に違反したときは、この補助金の交付の全部、又は一部を取り消すことができる。
- (6) その他の規則に定めるところに従うこと。

第3号様式（第6条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付請求書

海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、
下記
のとおり請求いたします。

記

1. 事業名

2. 請求額 金 円

3. 振込先 取引銀行_____銀行_____支店

口座 普・当 No._____

口座名義_____
(カタカナ)

第4号様式（第8条関係）

年　月　日

海老名市長

殿

住　所

氏名又は

名　称

年度海老名市指定品目価格安定対策事業補助金実績報告書

年　月　日海老名市指令第　　号で交付決定を受けた補助
事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業名　　年度海老名市指定品目価格安定対策事業

2. 事業の着手及び完了期日

着手　　年　月　日

完了　　年　月　日

3. 事業の成果

4. 添付書類

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

殿

海老名市長

年度海老名市指定品目価格安定対策事業補助金の額の確定について

標記補助金について、海老名市指定品目価格安定対策事業補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）第9条の規定により、次のとおり交付する額の確定を行つたので通知します。

記

1 補助対象事業費 円

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

4 差引額 円